

## ■納税義務者が退職して出国するときには

### ●残りの住民税（特別徴収税額）の一括徴収または納税管理人の選任

帰国等により出国する方が、日本から出国するまでの間に住民税を納めることができない場合は、出国する前に、自身に代わり税金の手続きを行う方（納税管理人）を定め、市区町村に届け出る必要があります。納税義務者への周知をお願いします。  
納税管理人の申告は、地方税法第300条に定められています。

## ■令和7年度税制改正の主な内容

### ●給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額について、65万円（現行55万円）に引上げとなりました。

### ●扶養親族等に係る所得要件の引上げ

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58万円（現行48万円）に引上げとなりました。

### ●特定親族特別控除の創設

生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、合計所得金額が一定金額以下の控除対象扶養親族に該当しない者（以下「特定親族」といいます。）がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられるようになりました。

控除を受ける場合は、特定親族各人別の合計所得金額に応じて、個人別明細書の区分の欄に次のように記載してください。

特定親族の合計所得金額	納税義務者の控除額（所得税）	納税義務者の控除額（市民税・県民税）	区分（特定親族が居住者）	区分（特定親族が非居住者）
58万円超85万円以下	63万	45万円	10	11
85万円超90万円以下	61万	45万円	20	21
90万円超95万円以下	51万	45万円	30	31
95万円超100万円以下	41万	41万円	40	41
100万円超105万円以下	31万	31万円	50	51
105万円超110万円以下	21万	21万円	60	61
110万円超115万円以下	11万	11万円	70	71
115万円超120万円以下	6万	6万円	80	81
120万円超123万円以下	3万	3万円	90	91

## ■市県民税の特別徴収（給与天引き）について

次の①②に該当する事業所（主）は、特別徴収義務者に該当しますので、給与所得者（従業員）の市・県民税を特別徴収する必要があります。

- ① 令和7年中に給与の支払いを行っており、令和8年4月1日現在でも給与の支払いを行っている事業所（主）。
- ② 所得税法第183条第1項の規定により、給与を支払う際に所得税を徴収して納付する義務のある事業所（主）（源泉徴収義務者）。

## 令和8年度 納付支払報告書（総括表・個人別明細書）の記載・提出要領

### 給与支払報告書の提出について

令和8年1月1日現在で従業員等に対し給与の支払を行っている事業所（主）は、地方税法第317条の6第1項の規定により、令和7年中に従業員等に支払った給与等の支払額や、その他必要な事項を給与支払報告書に記入し、従業員が居住している市区町村へ提出しなければなりません。

また、令和7年中に退職等の理由で給与の支払がなくなった従業員等についても、地方税法第317条の6第3項の規定により、退職等の日までの給与等の支払額について給与支払報告書に記入し、市区町村へ提出しなければなりません（年間に支払った給与等の支払額が少額であっても、適正な課税を行うため、全て提出をお願いします）。

1 対象者 令和8年1月1日現在 南相馬市に住民登録のある給与受給者  
※住民登録の確認ができない場合は返送いたします。

2 提出期限 令和8年2月2日（月）期限厳守

（事務処理の都合上、1月16日（金）までの提出にご協力をお願いします。）

### 3 提出枚数

- （1）給与支払報告書（総括表）·····1枚 （特別徴収、普通徴収の内訳数を明記のこと。）
- （2）給与支払報告書（個人別明細書）····給与受給者1人につき1枚
- （3）普通徴収仕切紙（普通徴収への切替理由書）····普通徴収対象者がいる場合のみ  
※提出する際、市内の区ごとに分ける必要はありません。全てまとめて提出してください。

対象となる方	使用する明細書	提出方法
一般的の受給者で支払額が500万円を超える方	3枚組	1枚目（個人別明細書）→市役所へ提出
法人の役員で支払額が150万円を超える方		2枚目（源泉徴収票）→税務署へ提出
源泉徴収税額表の乙欄または丙欄適用者で支払額が50万円を超える方		3枚目（源泉徴収票）→受給者へ交付
上記以外の方	2枚組	1枚目（個人別明細書）→市役所へ提出 2枚目（源泉徴収票）→受給者へ交付

### 4 提出先・問い合わせ先

〒975-8686

福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地  
南相馬市役所 総務部 税務課 市民税係  
電話 0244-24-5226

## 記入時の注意点

記入の詳細については、国税庁HPの『令和7年分年末調整のしかた』を確認してください。

支 払 金 額		被扶養者扶養料の合計額		所得控除額の合計額		原 员 徴 収 税 額	
種 別	支 払 金 額	内 内	内 内	内 内	内 内	内 内	内 内
給 与	8,500,000	6,450,000	3,940,000	0	0	0	0
(原)扶養対象扶養者 の有無等	配偶者(特別) 控除の額	控除対象扶養親族等の数 (配偶者を除く。)	16歳未満 扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)	非居住者 の数	非居住者 の数	非居住者 の数
○	老人	特 定 老 人	その 他	特 别	特 别	その 他	その 他
○	有 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有	無 有
○	380,000	2 2	1 5	1 5	1 5	1 5	1 5
特定扶養特別控除の額	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地図保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額			
630,000	1120,000	120,000	50,000	163,500			
(摘要)							
② 前職分 南相馬市物 1,200,000円 社会保険料 56,000円 源源徴収税額 20,000円 R7.3.31退職 (1)南相馬 菊(少年)							
③ 普通徴収: D							
④ 4							
⑤ 5							
⑥ 6							

## 普通徵収仕切紙

## 記入方法

普通徴収に切替できるのは、右の「特別徴収できない（普通徴収）理由」のA～Fに該当する場合のみとなります。該当する理由の欄に人数を記入してください。

※特別徴収指定番号と  
事業所名を正確に記入  
してください。

①	令和8年1月1日現在の住民票の住所を記入してください)。
②	就職した受給者の前職分を合算した場合は、前事業所名・前職分の支払金額・社会保険料額・源泉徴収税額を必ず記入してください。記入がない場合は、前職分は含んでいないものと判断し、税の計算時に、別支給の給与として加算することになります。
③	普通徴収の場合は、普通徴収である旨と特別徴収できない理由(A~F)を記入してください(右の普通徴収仕切紙の理由区分を参照してください)。記入がない場合は、特別徴収になります。
④	生命保険料の控除額の内訳を記入してください。記入がない場合は、再提出いただく場合があります。
⑤	住宅借入金等特別控除の額の内訳を記入してください。記入がない場合は、再提出いただく場合があります。
⑥	統一法人番号を持たない事業主(個人事業主、支店等)の方は、記入しないでください。

## ⑧ 普通徵收仕切細

## 個人住民税の普通徴収への切替理由書

南相馬市長 宛

特別徵收指定番号 09840000

事業所名 株式会社 南相馬物

普通徴収の方がいる場合、下記の該当欄に人数を記入の上、該当する方の給与支払報告書(個人別明細書)を、この仕切紙の後ろに取りまとめてください。

理由	特別徴収できない(普通徴収)理由	人数
A	給与の支払いが不定期	名
B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	1名
C	事業専従者(毎月給与支払いの場合を除く)	名
D	退職者・退職予定者(令和7年4月1日時点)	1名
E	毎月の給与が少なく個人住民税を特別徴収しきれない者	名
F	その他	名

※普通徴収の方がいる場合、必ずこの仕切紙により、徴収区分ごとに分類していただきますよう、お願いします。

※普通徴収への切替理由書がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。  
また、全従業員が2名以下の事業所は特別徴収義務者に該当しません。その場合は「Fその他」の理由としてください。

（市記入欄）

## 総括表記載について

**A**：統一法人番号（13桁）の記入  
※統一法人番号を持たない事業主（個人事業主、支店等）の方は記入しないでください。

〔B〕：南相馬市報告人員の内訳に、普通徴収（個人納付）の対象者がいる場合は、右ページの普通徴収仕切紙（普通徴収切替理由書）も併せて提出してください。

【C】：南相馬市への連絡事項は通信欄に記入してください。

提出: 令和8年1月16日(金)まで  
※提出期限: 令和8年2月2日(月)期限厳守

### 特別徴収分と普通徴収分を併せて報告書を提出する場合

## 給与所得に係る個人住民税の特別徴収は 原則として給与所得者に

ただし、普通徴収対象者がいる場合は、下図のように整理のうえ提出してください。

※左上の「個人別明細書の記入について(記入例)」③を参考にして、摘要欄に「普通徴収：A」のように必ず理由を記入してください。

